

7 都 計 第 278-2 号
令和 7 年 6 月 23 日

公益社団法人 全日本不動産協会愛知県本部 本部長様

愛知県都市・交通局長
(公 印 省 略)

国土利用計画法に基づく土地取引の届出に関する事務の一部変更について（通知）

平素より国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）の適切な運用にご協力いただき、ありがとうございます。

今般、法第 23 条第 1 項の規定による土地取引の届出に関して、国土利用計画法施行規則（昭和 49 年総理府令第 72 号）を改正し、届出書の様式の廃止並びに届出書の記載事項の一部廃止及び記載事項として国籍等の追加を行う、国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年国土交通省令第 42 号）が令和 7 年 4 月 1 日に公布され、同年 7 月 1 日から施行されることとなりました。

これに伴い、愛知県では下記のとおり届出に係る事務の一部を変更しますので、貴協会の会員へ周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 電子受付の開始

これまでは書面による提出が原則でしたが、電子システムによる電子届出を原則とします。

これにより、届出者が役場の窓口へ出向く必要がなくなります。

電子システムの種類につきましては、市町村によって異なりますので、役場窓口や Web ページで確認してください。

なお、当面の間、これまでと同様に書面での提出も受け付けます。

2. 届出様式の変更

法改正により様式が廃止されましたが、国土交通省からは電子申請等に対応するために、標準様式のデータが示されましたので、愛知県では当該様式を採用します。

様式は愛知県の Web ページで公開していますが、各市町村の Web ページもご確認ください。

届出に係る契約が令和 7 年 6 月 30 日以前に行われていても、届出が同年 7 月 1 日以降の場合は、新しい様式で提出してください。

3. 不勧告通知の電子化

これまで、不勧告通知を希望される場合は、返信用封筒と切手を役場の窓口へ提出する必要がありましたが、電子届出の開始に合わせて県からの不勧告通知を電子化します。

これにより、返信用封筒と切手を提出する必要がなくなります。

問合せ先

愛知県 都市・交通局 都市基盤部

都市計画課 計画・取引規制グループ（雉野、富田）

電話 052-954-6082